

# 教員の人権意識の変容をもたらす指導主事の コンサルテーション

— 人権意識測定尺度を活用して —

学籍番号 159962

氏名 佐古田 英樹

主指導教員 家近 早苗 教授

## 1. 問題と目的

### 1.1 問題の所在

人権教育は特別なものではなく、すべての教育活動の基盤となるものである。価値観が多様化している現在こそ、一人ひとりに寄り添うために、人権教育は不可欠なものであると考える。

教員の世代交代が急速に進み、経験年数の若い教員のなかには、人権教育は何をする教育であるのかが理解できていない教員もおり、人権教育の継承と発展は急務となっている。

これからの子どもたちを育てていくために、教員は、人権意識が高く、豊かな人間性をもって、子どもたちへの指導にあたる必要があるとあり、そのような教員を育成していかなければならない。

このような状況において、子ども、教員を支えていくために、指導主事の果たす役割は重要である。したがって、すべての指導主事が人権教育の観点にもたってコンサルテーションを行うことが必要であると考えられる。

### 1.2 研究の目的と仮説

#### (1) 目的

教員の子どもに対する人権意識を高めるために、指導主事としてどのようなコンサルテーションをすることが有効なのかを明らかにする。

#### (2) 仮説

本研究で扱うのは、差別意識について直接扱う校内研修でのコンサルテーションだけではない。日常の教科領域における授業研究を伴う校内研修において、指導主事が、その研修を通して教員の人権意識の変容をもたらすコンサルテーションをすることにより、教員の子ども一人ひとりを大切にする意識が高まると考える。そのことが偏見（意識）をなくすことにつながり、最終的に差別を許さない意識につながると考える（図1）。

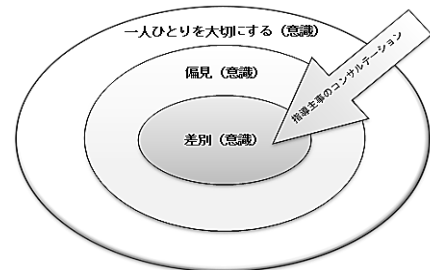


図1 本研究における仮説のイメージ

## 2. 方法

(1) 小学校2校、中学校1校、合計63人を対象にアンケート調査を実施し、自由記述から学校が求めている指導主事のコンサルテーションを把握する。

(2) 報告者がコンサルテーションを実施した小学校1校、中学校1校、合計37人を対象にアンケートを実施し、自由記述から研修の中の人権教育を教員がどのように捉えているのかを整理する。

(3) A市教育センター指導主事(元指導主事を含む)5人を対象に半構造化面接を実施し、人権教育について意味内容の近いものや共通点をもつものを整理する。

(4) 小学校8校、中学校2校、合計184人を対象に、人権意識に関連した教員の指導行動についてのアンケート調査(40項目)を実施し、回答を得たものを主成分分析し、因子の関係をみる。

(5) 報告者がコンサルテーションを実施した小学校5校、中学校1校、合計74人のアンケート調査を分析し、報告者のコンサルテーションの影響を明らかにする。

### 3. 結果

(1) 学校が指導主事のコンサルテーションに対して求めているものは、「指導主事の情報提供」「教員への意欲喚起」「学校の状況の理解」であり、報告者のコンサルテーションでは「具体的な支援の方法」「授業者の新たな気づき」「ネットワークの促進」があることが整理された。

(2) 報告者のコンサルテーションから「授業の中での居場所と出番」「教科の授業と人権教育」などを教員が人権教育として捉えていることが整理された。

(3) 半構造化面接から指導主事は「児童生徒の話の聴いているか」「児童生徒のがんばりを認めているか」「児童生徒の表情の変化に気づいているか」などをコンサルテーションしていることが明らかとなった。一方、これらは人権を意識せずにコンサルテーションを実施していたことも明らかとなった。

(4) 因子分析から「自分の考えを尊重すること」「自分の感情のコントロール」「自分以外の人を大切にすることを伝える」「子どもから学ぼうとする姿勢」の4因子を得た。

(5) 事前事後において「自分以外の人を大切にすることを伝える」に有意差がみられた。また、学校ごとに事前事後の平均値を検討し、「自分の感情のコントロール」では事前から事後で上がった学校と、事前から事後で下がった学校があり検証した。このことから、指導主事のコンサルテーションにおいて「具体的事実を捉えたコンサルテーション」が必要であることが明らかとなった。

### 4. 考察

教員の人権意識の変容をもたらすために、校内研修において、指導主事が行うコンサルテーションに必要な要素は、以下の3点であると考えられる(図2)。

(1) 共感的アプローチをもったコンサルテーション

教員と指導主事が協働して課題を解決していくために、指導主事は、共感的アプローチをもってコンサルテーションが必要である。

(2) 指導主事のコンサルテーションに尺度を活用する意味と意義

作成した人権意識測定尺度により人権教育のコンサルテーションが構造化され、どの指導主事も一定のレベルで活用できるツールになったと考えられる。

(3) 具体的事実を捉えたコンサルテーション

具体的な個別の事実を捉えてコンサルテーション

を行うことが、教員の人権意識の変容をもたらすと考えられる。そのため指導主事は、授業において子どもの事実から学び、それを伝えることが大切だといえる。

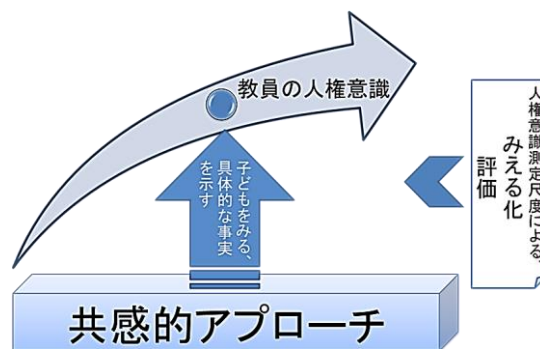


図2 教員の人権意識の変容をもたらす指導主事のコンサルテーションイメージ